

## 質問書に対する回答

### 件名) 東関東自動車道 塔ヶ崎高架橋(鋼上部工) 工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
1	金抜設計書単価表、設計図	<p>単価表番号90 項目番号10-(2)大型部材の製作(B1)は、A1～JJ1までの主桁における上フランジ、下フランジ、ウェブの大型材片を計上されていると考えてよろしいでしょうか。この場合、塔ヶ崎高架橋の設計図16/156～33/156の主桁より大型材片の個数を算出したところ、A1～J18までの細幅箱桁の大型材片数は、4個×18ブロック×2主桁＝144個となり、単価表の個数と相違がございます。単価表の数量106個に計上された範囲をご教示ください。</p>	<p>現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>
2	特記仕様書	<p>特記仕様書20-5-2(2)仮組立検査にて、塔ヶ崎高架橋の仮組立検査の実施区分欄に、「P1～P2(B1)およびP2～P3(B2)実施」と記載があり、実施箇所の欄にはJ17～結合部～JJ2との記載がございます。塔ヶ崎高架橋においては、以下①、②のどちらの範囲で実仮組を実施するのでしょうか。                      ① 仮組立検査の実施区分:P1～P2及びP2～P3(B2)実施                      ② 実施箇所:J17～結合部～JJ2</p>	<p>P1～P2(B1)からP2～P3(B2)の範囲のうち、仮組立する部材はJ17～結合部～JJ2を実施します。</p>
3	特記仕様書、金抜設計書単価表、設計図	<p>特記仕様書20-5-2(1)種別にて中間横桁部材の製作(B1)はH形鋼を用いた中間横桁部材の製作加工と区分されていることから、単価表番号90 項目番号10-(2)中間横桁部材の製作(B1)は、H形鋼H900×300×16×28を使用するC2,C4,C6,C8,C10,C12,C14,C17,C19,C21,C23,C25の12か所の横桁と考えるとよろしいでしょうか。この12か所の横桁とすると、単価表の数量72個と数量に相違がございます。単価表の72個にはH900の横桁以外の材片が含まれていますでしょうか。その場合は、計上された部材をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単価表:72個</li> <li>・設計図(塔ヶ崎高架橋の図面番号61/156中間横桁(その1)):12か所</li> </ul>	<p>現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>

## 質問書に対する回答

### 件名) 東関東自動車道 塔ヶ崎高架橋(鋼上部工) 工事

No.	質問箇所	質問事項	質問回答
4	特記仕様書、金抜設計書単価表、設計図	単価表番号91 項目番号10-(2)中間横桁部材の製作(B2)は、H形鋼H900×300×16×28を使用するCB1～CB6の40か所の横桁個数と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
5	設計図	土木設計数量算出要領11-2数量総括表(発注用)表11-1に大型部材の製作および小型部材の製作については( )書きで材片質量(t)を記入すると記載がございますが、野友橋数量総括表(図面番号1/60)、塔ヶ崎高架橋数量総括表(図面番号1/156)、大木戸橋数量総括表(図面番号1/131)において各橋の数量総括表に( )書きの材片質量(t)の記載がございません。材片質量の明示をお願いします。	材片質量は設計図書より算出してください。
6	設計図	塔ヶ崎高架橋【参考図】塔ヶ崎高架橋 架設計画図(杭ベント引抜時)に記載の650tクローラークレーンおよび150tクローラークレーンは杭ベント引抜時に使用するクレーンと考えてよろしいでしょうか。 また、打ち込み時も同規格のクレーンを使用するご計画と考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付随的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	設計図	塔ヶ崎高架橋【参考図】塔ヶ崎高架橋 架設計画図(杭ベント引抜時)に記載の650tクローラークレーンおよび150tクローラークレーンを杭ベント引抜時に使用する場合、桁架設用の分解組立輸送費とは別途分解組立輸送費が必要となりますが、この工種で見込まれていますでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付随的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがって、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。